

令和5年12月27日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

再処理工場、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、低レベル放射性廃棄物埋設センター、ウラン濃縮工場及び東通原子力発電所に関する報告について

日本原燃（株）及び東北電力（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○再処理工場

・定期報告

- (1) 使用済燃料の受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量  
(令和5年11月分)
- (2) 主要な保守状況 (令和5年11月分)
- (3) アクティブ試験実施状況 (令和5年11月分)
- (4) 放射性物質の放出状況 (令和5年11月分)
- (5) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量 (令和5年11月分)

○高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター

・定期報告

- (1) ガラス固化体受入れ・管理数量及び主要な保守状況 (令和5年11月分)
- (2) 放射性物質の放出状況 (令和5年11月分)
- (3) 放射性液体廃棄物の保管廃棄量 (令和5年11月分)
- (4) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量 (令和5年11月分)

○低レベル放射性廃棄物埋設センター

・定期報告

- (1) 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況 (令和5年11月分)
- (2) 放射性物質の放出状況 (令和5年11月分)
- (3) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量 (令和5年11月分)
- (4) 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果 (令和5年11月分)

○ウラン濃縮工場

・定期報告

- (1) 運転状況及び主要な保守状況（令和5年11月分）
- (2) 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況（令和5年11月分）
- (3) 放射性廃棄物の保管廃棄量（令和5年11月分）

○東通原子力発電所

・定期報告

- (1) 運転状況（令和5年11月分）
- (2) 使用済燃料の貯蔵状況（令和5年11月分）
- (3) 主要な保守状況（令和5年11月分）
- (4) 放射性固体廃棄物の保管量（令和5年11月分）
- (5) 放射性物質の放出状況（令和5年11月分）

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課		危機管理局原子力安全対策課 課長代理 神正志
電話 番号	(内線)	6 4 8 7
	(直通)	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監		危機管理局 次長 山上良一

六ヶ所再処理工場に係る定期報告書  
(令和5年11月報告)

2023再計発第236号  
令和5年12月27日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社  
専務執行役員  
再処理事業部長  
宮越 裕久

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 六ヶ所再処理工場の運転保守状況

- (1) 使用済燃料の受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）
- (2) 主要な保守状況
- (3) 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
- (4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
- (5) アクティブ試験実施状況

2. 放射性物質の放出状況

3. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

## 1. 六ヶ所再処理工場の運転保守状況

(1) 使用済燃料受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）

(令和5年11月分)

(使用済燃料)

		受入量		再処理量		在庫量（月末）	
		体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)
PWR 燃料	当月	0	0	0	0	3486	約1484
	累積	3942	約1690	456	約206		
BWR 燃料	当月	0	0	0	0	8583	約1484
	累積	9829	約1703	1246	約219		
合計	当月	0	0	0	0	12069	約2968
	累積	13771	約3393	1702	約425		
(備考)							

(製品)

	生産量	
	ウラン製品（トンU）	プルトニウム製品（kg）
当月	0	0
累積	約366	約6658

(注1) 使用済燃料のウラン量は、照射前金属ウラン質量換算とする。

(注2) ウラン製品量は、ウラン酸化物製品の金属ウランの質量換算とする。なお、ウラン試験に用いた金属ウラン（51.7トンU）は、ウラン製品には含めていない。

(注3) プルトニウム製品量は、ウラン・プルトニウム混合酸化物の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算とする。

(2) 主要な保守状況（令和5年11月分）

定期事業者検査

使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、使用済燃料貯蔵設備の計測制御系、放射性廃棄物の廃棄施設の計測制御系、その他再処理設備の附属施設の計測制御系

再処理施設本体の自主検査等

せん断処理設備及び溶解設備、分離設備、分配設備、脱硝施設、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備、分離建屋換気設備、精製建屋換気設備、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備、制御建屋中央制御室換気設備、固体廃棄物の廃棄施設、非常用所内電源系統、漏えい検知装置等、放射線管理施設、その他再処理設備の附属施設

(3) 放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分） (単位：人)

	放射線業務従事者数	線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期							
年度							

(注1) 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 四半期毎の報告月に限り記載する。(年度については第4四半期に限り記載する。)

(4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分） (単位：人)

放射線業務従事者数	3月間の線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの

(注1) 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

(注3) 四半期毎の報告月に限り記載する。

## (5) アクティブ試験実施状況 (令和5年11月分)

建屋	設備	試験の実施状況	進捗率 (%)
前処理建屋	燃料供給設備、せん断処理設備、溶解設備、清澄・計量設備	—	100 (平成18年3月31日より開始)
分離建屋	分離設備、分配設備、酸回収設備、溶媒回収設備、高レベル廃液処理設備	(使用済み硝酸処理)、(使用済み有機溶媒処理)、(廃液処理)	100 (平成18年4月16日より開始)
精製建屋	ウラン精製設備、プルトニウム精製設備、酸回収設備、溶媒回収設備	(使用済み硝酸処理)、(使用済み有機溶媒処理)	100 (平成18年4月18日より開始)
低レベル廃液処理建屋	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物放出量確認試験、(廃液処理)	90 (平成18年4月11日より開始)
分析建屋	分析設備	(試料分析及び分析機器較正)	100 (平成18年5月23日より開始)
ウラン脱硝建屋	ウラン脱硝設備	—	100 (平成18年10月4日より開始)
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	—	100 (平成18年10月28日より開始)
低レベル廃棄物処理建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(廃棄物処理)	100 (平成18年5月10日より開始)
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(廃棄物処理)	100 (平成18年5月22日より開始)
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化設備	(廃液の受入れ)、(廃棄物の貯蔵)	79 (平成18年5月31日より開始)
使用済み燃料受入れ・貯蔵建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取扱い等)	100 (平成18年3月31日より開始)
その他 (再処理施設全体として行うもの)	—	気体廃棄物放出量確認試験、線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験、再処理施設全体の処理性能確認試験、核燃料物質の物質収支確認	87 (平成18年3月31日より開始)
総合進捗率			96

〈注記〉

- 低レベル廃液処理建屋  
液体廃棄物放出量確認試験 : 低レベル廃液処理設備で処理された液体廃棄物の放出放射エネルギーを確認する。
  
- 再処理施設全体として行うもの
  - 気体廃棄物放出量確認試験 : 使用済燃料を処理することにより発生する気体廃棄物の放出放射エネルギーを確認する。
  - 線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験 : 所定の場所における線量当量率及び空気中の放射性物質濃度の確認を行う。
  - 再処理施設全体の処理性能確認試験 : 再処理施設全体の処理能力を確認する。
  - 核燃料物質の物質収支確認 : 再処理施設全体における核燃料物質の物質収支を確認する。
  
- 試験運転の一環として行うもの
  - 使用済み硝酸処理 : 試験運転に係る作業により発生する使用済み硝酸の処理を行う。
  - 使用済み有機溶媒処理 : 試験運転に係る作業により発生する使用済み有機溶媒の処理を行う。
  - 廃棄物（廃液）処理 : 試験運転に係る作業により発生する廃棄物（廃液）の処理を行う。
  - 試料分析及び分析機器較正 : 試験運転に係る作業により発生する試料の分析を行う。また分析用標準核燃料物質（ウラン同位体標準、ウラン純度標準、トリウム純度標準、プルトニウム同位体標準、プルトニウム純度標準等）を使用し、分析機器の較正等を行う。
  - 廃液の受入れ : 試験運転に係る作業により発生する廃液の受入れを行う。
  - 廃棄物の貯蔵 : 試験運転に係る作業により発生する固体廃棄物については、それぞれの貯蔵設備で保管廃棄する。
  - チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取扱い等 : アクティブ試験に用いる使用済燃料について、チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取り外し及び切断処理、前処理建屋への移送などを適宜実施する。

2. 放射性物質の放出状況（令和5年11月分）

(1) 放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量

(単位：Bq)

核種 (測定箇所)	当月の 放出量	当月までの累積放出量					年間放出 管理目標値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
H-3 (放出前貯槽)	$8.3 \times 10^7$	$1.7 \times 10^8$	$3.0 \times 10^9$	$8.3 \times 10^7$		$3.2 \times 10^9$	$1.8 \times 10^{16}$
I-129 (放出前貯槽)	$2.2 \times 10^5$	$1.1 \times 10^6$	$2.6 \times 10^6$	$2.2 \times 10^5$		$3.9 \times 10^6$	$4.3 \times 10^{10}$
I-131 (放出前貯槽)	ND	ND	ND	ND		ND	$1.7 \times 10^{11}$
その他α線を放出する核種 (放出前貯槽)	ND	ND	ND	ND		ND	$3.8 \times 10^9$
その他α線を放出しない核種 (放出前貯槽)	ND	ND	ND	ND		ND	$2.1 \times 10^{11}$

(備考) 放出量については、端数処理をしている。

(2) 放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量

(単位：Bq)

核種 (測定箇所)	当月の 放出量	当月までの累積放出量					年間放出 管理目標値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
Kr-85 (排気口)	ND	ND	ND	ND		ND	$3.3 \times 10^{17}$
H-3 (排気口)	$3.8 \times 10^9$	$9.2 \times 10^9$	$9.7 \times 10^8$	$8.6 \times 10^9$		$1.9 \times 10^{10}$	$1.9 \times 10^{15}$
C-14 (排気口)	ND	ND	ND	ND		ND	$5.2 \times 10^{13}$
I-129 (排気口)	ND	ND	ND	ND		ND	$1.1 \times 10^{10}$
I-131 (排気口)	ND	$4.9 \times 10^5$	ND	ND		$4.9 \times 10^5$	$1.7 \times 10^{10}$
その他α線を放出する核種 (排気口)	ND	ND	ND	ND		ND	$3.3 \times 10^8$
その他α線を放出しない核種 (排気口)	ND	ND	ND	ND		ND	$9.4 \times 10^{10}$

(備考) 放出量については、端数処理をしている。

(注) NDは、検出限界未満を示す。



3. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和5年11月分）

放射性廃棄物の種類	当月の保管廃棄量	累積保管廃棄量
ガラス固化体（本）	0	3 4 6
ハル及びエンドピース（本）	0	2 2 1
チャンネルボックス及びバーナブルポイズン（本）	0	2 5 2
雑固体廃棄物等（本）	7 6	5 8 4 1 8
廃樹脂及び廃スラッジ（m <sup>3</sup> ）	0	5 3 . 2

（注1）ハル及びエンドピースについては、1,000リットル容器の本数とする。

（注2）チャンネルボックス及びバーナブルポイズン並びに雑固体廃棄物等の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。



六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに係る定期報告書  
(令和5年11月報告)

2023再計発第243号  
令和5年12月27日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社  
専務執行役員  
再処理事業部長  
宮越 裕久

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質の放出状況
5. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量
6. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

## 1. 廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量及び主要な保守状況（令和5年11月分）

## 1 ガラス固化体受入数量

当月	0 (本)
累積	1 8 3 0 (本)

## 2 ガラス固化体管理数量

当月	0 (本)
累積	1 8 3 0 (本)

## 3 主要な保守状況

定期事業者検査

実績なし

## 2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）（単位：人）

	放射線 業務従 事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期							
年度							

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

## 3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

## 4. 放射性物質の放出状況（令和5年11月分）

（単位：Bq/cm<sup>3</sup>）

放射性廃棄物の種類		測定の箇所	平均濃度
気体	放射性ルテニウム	排気口	ND
	放射性セシウム	排気口	ND

（注）NDは、検出限界未満を示す。

## 5. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量（令和5年11月分）

（単位：m<sup>3</sup>）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
液体	0	2.810

## 6. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和5年11月分）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
固体	0	1148

（注）六ヶ所廃棄物貯蔵管理センターから発生した放射性固体廃棄物の量を200リットルドラム缶に換算した本数で示す。



廃棄物埋設センターに係る定期報告書  
(令和5年11月報告)

2023埋計発第173号  
令和5年12月27日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社  
執行役員 埋設事業部長  
近 江 正

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質の放出状況
5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量
6. 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果

## 1. 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況（令和5年11月分）

	令和5年11月	年度計
受入数量(本)	実績なし	3,056
埋設数量(本)	1,120	4,064
主要な保守状況	実績なし	
(備考) ・前年度までの累積埋設本数：344,915本		

## 2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）（単位：人）

	放射線 業務従 事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期							
年度							

（注1）5mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2）四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

## 3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの

（注1）1mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2）妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3）四半期毎の報告月に限り記載する。



## 4. 放射性物質の放出状況（令和5年11月分）

（単位：Bq/cm<sup>3</sup>）

放射性廃棄物の種類		測定の箇所	平均濃度
気体	H-3	排気口	放出実績なし
	Co-60	排気口	放出実績なし
	Cs-137	排気口	放出実績なし
液体	H-3	サンプルタンク	放出実績なし
	Co-60	サンプルタンク	放出実績なし
	Cs-137	サンプルタンク	放出実績なし

## 5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和5年11月分）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
固体	0	0

（注）六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターから発生した放射性固体廃棄物の量を200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

## 6. 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果（令和5年11月分）

（単位：Bq/cm<sup>3</sup>）

測定結果 測定の箇所	H-3	Co-60	Cs-137
地下水監視設備（1）	ND	ND	ND
地下水監視設備（2）	ND	ND	ND
地下水監視設備（3）	ND	ND	ND
地下水監視設備（4）	ND	ND	ND
地下水監視設備（5）	ND	ND	ND
地下水監視設備（6）	ND	ND	ND
地下水監視設備（7）	ND	ND	ND

（注）NDは検出限界未満を示す。

六ヶ所ウラン濃縮工場に係る定期報告書  
(令和5年11月報告)

2023濃運発第134号  
令和5年12月27日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社  
常務執行役員  
濃縮事業部長  
榎 信弘

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 運転状況及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況
5. 放射性廃棄物の保管廃棄量
6. 核燃料物質の在庫量  
(半期毎の報告月に限り記載する。)

## 1. 運転状況及び主要な保守状況（令和5年11月分）

		令和5年11月
運 転 状 況	RE-1A	※1
	RE-1B	※2
	RE-1C	※3
	RE-1D	※4
	RE-2A	※5
	RE-2B	※6
	RE-2C	※7
主要な保守状況		定期事業者検査 ・搬送設備 ・放射線監視・測定設備
(備考) ※1 RE-1A：生産運転停止中(H12. 4. 3～) ※2 RE-1B：生産運転停止中(H14. 12. 19～) ※3 RE-1C：生産運転停止中(H15. 6. 30～) ※4 RE-1D：生産運転停止中(H17. 11. 30～) ※5 RE-2A：150tSWU/年のうち、75tSWU/年は生産運転中(R5. 8. 25(注)～) ※6 RE-2B：生産運転停止中(H22. 12. 15～) ※7 RE-2C：生産運転停止中(H20. 2. 12～) (注) 設備使用開始日を示す。		

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）

ウラン濃縮施設

（単位：人）

	放射線業務従事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期							
年度							

その他施設（研究開発棟）

（単位：人）

	放射線業務従事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期							
年度							

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）

ウラン濃縮施設

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの

その他施設（研究開発棟）

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

4. 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況（令和5年11月分）

ウラン濃縮施設

放射性廃棄物等の種類		測定の箇所	平均濃度
ウラン	気体	排気口	N D (Bq/cm <sup>3</sup> )
	液体	処理水ピット	放出実績なし (Bq/cm <sup>3</sup> )
フッ素化合物	気体 (HF)	排気口	N D (mg/m <sup>3</sup> )
	液体 (F)	処理水ピット	放出実績なし (mg/リットル)

その他施設（研究開発棟）

放射性廃棄物等の種類		測定の箇所	平均濃度
ウラン	気体	排気口	N D (Bq/cm <sup>3</sup> )
	液体	処理水ピット	N D (Bq/cm <sup>3</sup> )
フッ素化合物	気体 (HF)	排気口	N D (mg/m <sup>3</sup> )
	液体 (F)	処理水ピット	N D (mg/リットル)

(注) NDは、検出限界未満を示す。

5. 放射性廃棄物の保管廃棄量（令和5年11月分）

ウラン濃縮施設

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物 （使用済遠心機を除く）	4	15,345
放射性液体廃棄物	0	62
付着ウラン回収に伴い発生する 放射性液体廃棄物	0	61
付着ウラン回収に伴い発生する 放射性気体廃棄物	0	0

（単位：tSWU／年相当分）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物 （使用済遠心機）	0	150

その他施設（研究開発棟）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物	0	1,351
放射性液体廃棄物	0	46

（注1）放射性固体廃棄物（使用済遠心機を除く）および放射性固体廃棄物については、200リットルドラム缶換算本数で示す。

（注2）放射性液体廃棄物については、20リットルドラム缶換算本数で示す。

（注3）付着ウラン回収に伴い発生する放射性液体廃棄物および付着ウラン回収に伴い発生する放射性気体廃棄物については、80kgポンベ換算本数で示す。

（注4）放射性固体廃棄物（使用済遠心機）については、遠心分離機の分離作業能力換算数で示す。

6. 核燃料物質の在庫量 ( 年 月末現在)

ウラン濃縮施設

(単位：本)

	天然ウラン	濃縮ウラン	劣化ウラン	回収した 付着ウラン
在庫量				

その他施設 (研究開発棟)

(単位：本)

	天然ウラン	濃縮ウラン	劣化ウラン
在庫量			

(注1) 六フッ化ウランの在庫量をシリンダ本数で示す。

(注2) 半期毎の報告月に限り記載する。



東通原子力発電所に係る定期報告書  
(令和5年11月分)

令和5年12月27日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
竹ヶ原 仁 殿

東北電力株式会社  
執行役員  
東通原子力発電所長  
小笠原 和 徳

東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり報告します。

記

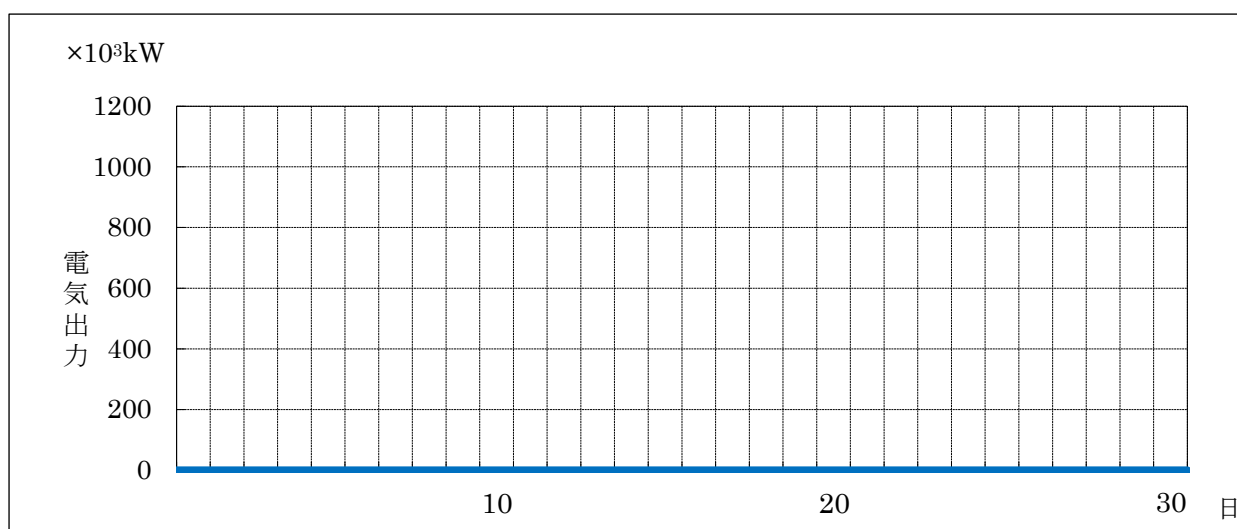
1. 発電所の運転保守状況
  - (1) 運転状況
  - (2) 新燃料の貯蔵状況  
(四半期ごとの報告月に限り記載する。)
  - (3) 使用済燃料の貯蔵状況
  - (4) 主要な保守状況
2. 放射性固体廃棄物の保管量
  - (1) 固体廃棄物貯蔵所
  - (2) 使用済燃料プール
  - (3) タンク等
3. 放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期ごとの報告月に限り記載する。)
4. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況  
(四半期ごとの報告月に限り記載する。)

以上

1. 発電所の運転保守状況

(1) 運転状況 (令和5年11月分)

① 電気出力



② 運転状況等

年月日時分	内容
令和5年11月1日～令和5年11月30日	第4回定期事業者検査中

(2) 新燃料の貯蔵状況 (令和 年度第 四半期分)

(単位: 体)

前期末貯蔵数量	当期搬入数量	当期装荷数量	当期搬出数量	当期末貯蔵数量
(備考)				

(注) 四半期毎の報告月に限り記載する。

(3) 使用済燃料の貯蔵状況 (令和5年11月分)

(単位: 体)

前月末貯蔵数量	当月発生数量	当月装荷数量	当月搬出数量	当月末貯蔵数量
600	0	0	0	600
(備考)				

(4) 主要な保守状況 (令和5年11月分)

年月日	内容
令和5年11月1日 ～11月30日	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく 定期事業者検査 ・原子炉冷却系統施設 ・計測制御系統施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 ・蒸気タービン本体

2. 放射性固体廃棄物の保管量（令和5年11月分）

(1) 固体廃棄物貯蔵所

(単位：本)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量		累計保管量
		発電所内減少	発電所外搬出	
均質固化体	0	0	0	104
雑固体	32	0	0	15160
合計	32	0	0	15264

(注) 雑固体廃棄物の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

(2) 使用済燃料プール

(単位：本)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量	累計保管量
使用済制御棒	0	0	67
使用済チャンネルボックス	0	0	600
使用済中性子検出器	0	0	44
合計	0	0	711

(3) タンク等

(単位：m<sup>3</sup>)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量	累計保管量
使用済樹脂等	0	0	140

(注1) 小数点以下第一位を四捨五入して整数表示で記載する。

ただし、四捨五入すると「0」になる場合は、小数点第一位まで記載する。

(注2) 樹脂については、ろ過脱塩器および脱塩器に投入した量とする。

3. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）（単位：人）

線量 (mSv)		5以下		5を超え 15以下		15を超え 20以下		20を超え 25以下		25を超え 50以下		50を超え るもの		計
放射線 業務従 事者数	当該 四半期													
	年度計													

（注1） 5 mSv以下には、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

4. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 年度第 四半期分）（単位：人）

3月間の線量 (mSv)		1以下		1を超え 2以下		2を超え 5以下		5を超える		計
放射線業務従事者数										

（注1） 1 mSv以下には、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。



放射性物質の放出状況に係る定期報告書  
(令和5年11月分)

令和5年12月27日

青森県危機管理局  
原子力安全対策課長  
竹ヶ原 仁 殿

東北電力株式会社  
執行役員  
東通原子力発電所長  
小笠原 和徳

東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定により、放射性物質の放出状況について別紙のとおり報告します。

以上

## 放射性物質の放出状況（令和5年11月分）

## (1) 放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量 (単位：Bq)

核種 (測定の箇所)	当該月の 放出量	当該月までの累積放出量					年間放出 管理目標 値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
希ガス (排気筒)	N D	N D	N D	N D	—	N D	$1.2 \times 10^{15}$
I-131 (排気筒)	N D	N D	N D	N D	—	N D	$2.0 \times 10^{10}$

(注) 放射性物質の放出量 (Bq) は、排気中の放射性物質の濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>) に排気量 (cm<sup>3</sup>) を乗じて求めている。ただし、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合は N D と表示した。

なお、検出限界濃度は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」の第1表「放出放射性物質の測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度」の測定下限濃度以下としている。

## (2) 放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量 (単位：Bq)

核種 (測定の箇所)	当該月の 放出量	当該月までの累積放出量					年間放出 管理目標 値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
H-3を除く 全放射能 (サンプルタンク)	放出実績 なし	N D	放出実績 なし	放出実績 なし	—	N D	$3.7 \times 10^9$

(注1) 放射性物質の放出量 (Bq) は、排水中の放射性物質の濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>) に排水量 (cm<sup>3</sup>) を乗じて求めている。ただし、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合は N D と表示した。

なお、検出限界濃度は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」の第1表「放出放射性物質の測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度」の測定下限濃度以下としている。

(注2) 累積放出量には四半期ごとに測定するストロンチウムを含む。